



令和7年度 ゾーニング検討の経過等について

1 目的

旭川市が世界に誇る都市と自然との調和を守りながら、本市にGX・DX・AI産業を集積し、社会的・経済的に持続可能な未来を実現するという観点から、地域との合意、自然環境や生活環境への配慮、災害の防止等を図り、無秩序な再エネ開発を抑止する。

ゾーニングに 期待される効果

- ① 保全すべきエリアを明確化し、地域の環境を保全する。
- ② 導入適地を見える化し、再エネの効率的な導入を促進する。
- ③ 地域関係者との合意形成を促し、トラブルを防止する。

2 対象

対象地域

市内全域

対象再エネ

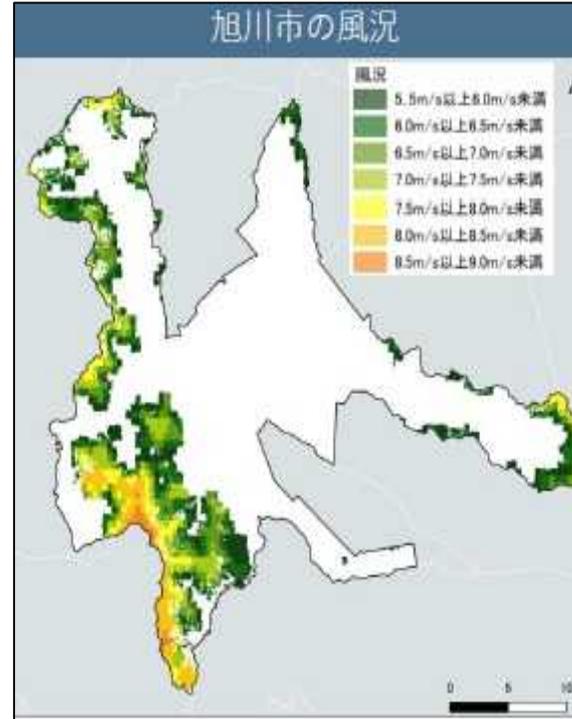
地上設置型太陽光発電、陸上風力発電



【地域特性】

- ① 本市において農業は重要な基幹産業の一つであり、太陽光発電のポテンシャルの高いエリアには農地が多い。
- ② 太陽光発電のポテンシャルの高いエリアには農地以外にもあるが、林地や都市計画上の用途地域等が多い。

- 旭川市・太陽光発電ポテンシャル：約4.8ギガワット（土地系・建物系の合計）



【地域特性】

- ① 本市において陸上風力発電のポテンシャルの高いエリアは南西部に偏っており、局所的に集中している。
- ② 局所的に集中しているエリアの大部分は、保安林である。

- 旭川市・陸上風力発電ポテンシャル：約1.9ギガワット

出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システムREPOS」

令和7年度 ゾーニング検討の経過等について



3 位置付け

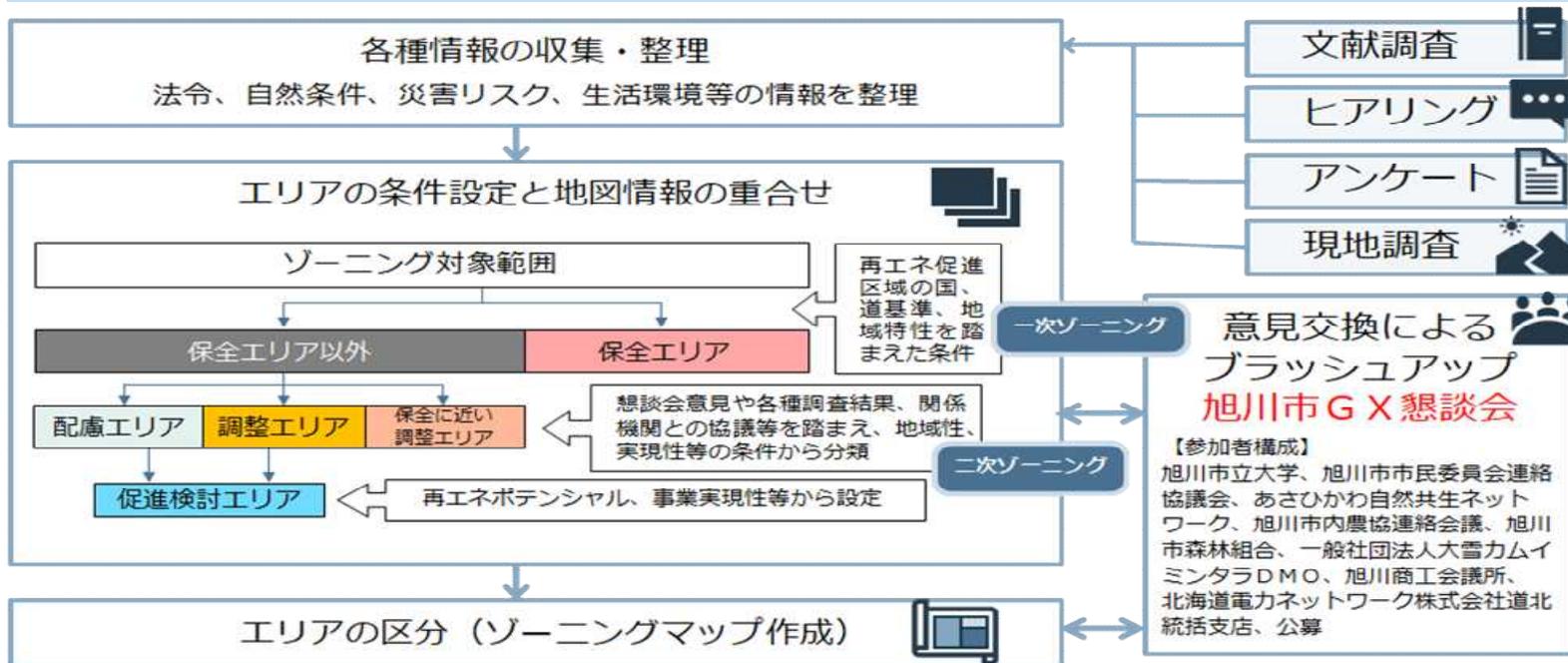
活用

- 事業者が『地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネ開発』のために使用。
- 各エリアの定義、条件の設定等を示すとともに、マップで示すことのできない環境配慮事項等を整理。
- 再エネ開発に関するガイドライン等の法的仕組みの構築に活用。

事業者の留意点

- 再エネ開発計画を策定する際、関連法令、ガイドライン等に基づき、必要な手続き、措置等を講じる。
- 事業の規模や影響を踏まえながら環境配慮事項等を確認し、必要な調査や予測、評価や対策等を実施。
- ゾーニングマップは令和8年2月時点において入手可能な情報に基づき作成されたものであるため、必ず最新の情報を確認。

4 作成手順



● 旭川市GX懇談会の経過

【令和7年5月21日】
懇談会を設置。

【令和7年8月29日から令和8年1月28日まで】
4回にわたり懇談会を開催し、ゾーニングに関する情報共有・意見交換を行いながら、令和8年1月28日開催の第4回において、ゾーニングマップ素案をとりまとめ。

令和7年度 ゾーニング検討の経過等について



5 エリアの定義

エリア	定義	促進区域設定
保全	法令等により、立地が困難又は重大な影響が懸念される等から、環境保全を優先するエリア	× 不可
保全に近い調整	一律に除外すべきとまではいえないが、環境保全、防災等に支障を及ぼすおそれがないよう、考慮が必要なエリアのうち、再エネ導入の難易度が高いエリア	△ 可能だが 考慮事項が多く、 難易度が高い
調整	一律に除外すべきとまではいえないが、環境保全、防災等に支障を及ぼすおそれがないよう、考慮が必要なエリア	○ 可能
配慮	保全エリア、保全に近い調整エリア、調整エリア以外に該当し、再エネ導入の上で、留意事項が含まれるエリア	○ 可能
促進検討	調整エリア及び配慮エリアのうち、環境面及び社会面より、再エネ導入の促進検討が可能なエリア	◎ 可能かつ 有望

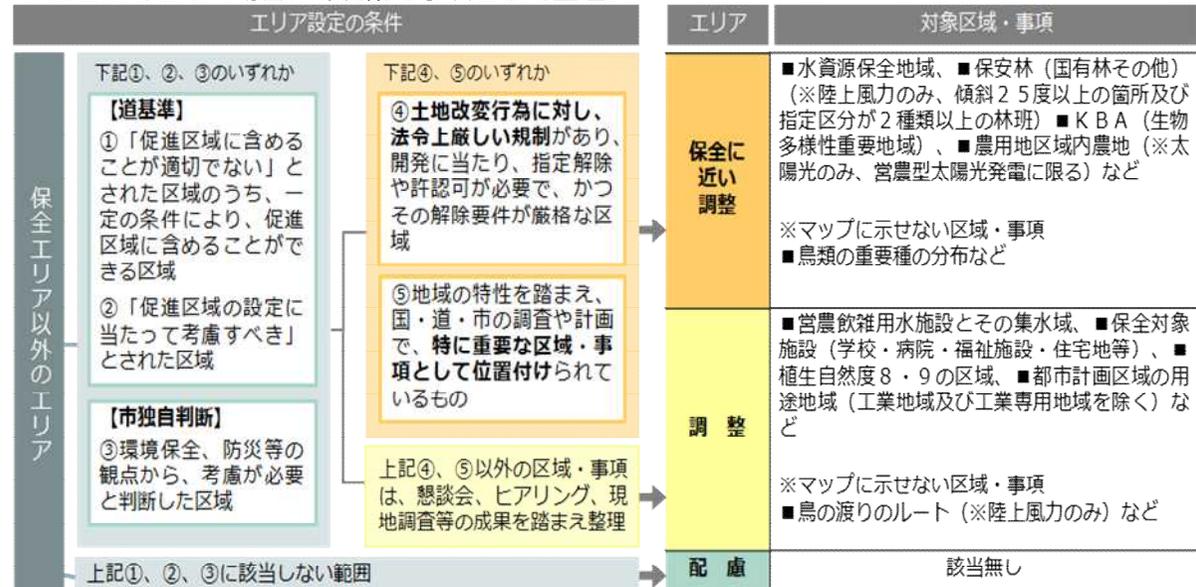
- 促進検討エリアであっても、法令等の手続きに従い、環境影響評価法等の影響予測、保全対策等の検討を行う必要がある。

6 ゾーニングの考え方

- 保全エリアと保全エリア以外は、以下の条件で設定。なお、対象区域等に地理情報がなくマップとして示すことができない場合、環境配慮事項として整理。



- 保全エリア以外は、以下の条件で設定。なお、対象区域等に地理情報がなくマップとして示すことができない場合、環境配慮事項として整理。



令和7年度 ゾーニング検討の経過等について



7 ゾーニングマップ素案

地上設置型太陽光発電

促進検討エリアの在り方



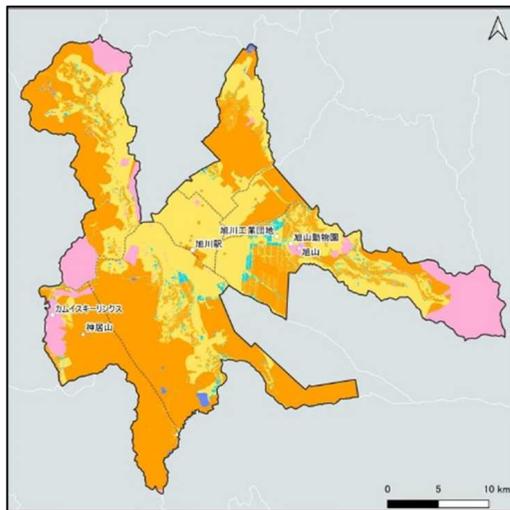
促進検討エリアの在り方

農地への営農型太陽光発電

- 産業集積、脱炭素等の実現とともに、農業と発電に伴う収益増加、エネルギー自給率の上昇に伴う費用削減等による農業経営の改善、また、本市の基幹産業である農業が抱える農家の高齢化や後継者の不足等といった諸課題の解決に繋がることから、農業への影響を最小にすることを前提に、導入可能性を探る。

非農地への非営農型太陽光発電

- 産業集積、脱炭素等の実現の一方、慎重な対応が必要なことを前提に、導入可能性を探る。



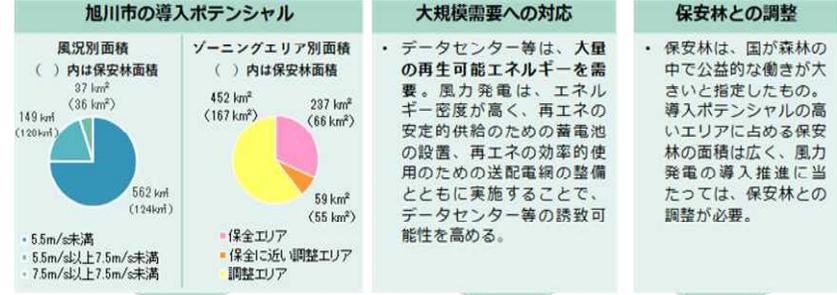
	保全エリア
	保全に近い調整エリア
	調整エリア
	促進検討エリア（営農型）
	促進検討エリア（非営農型）

営農型太陽光発電は、農業と発電を同時に行う取組



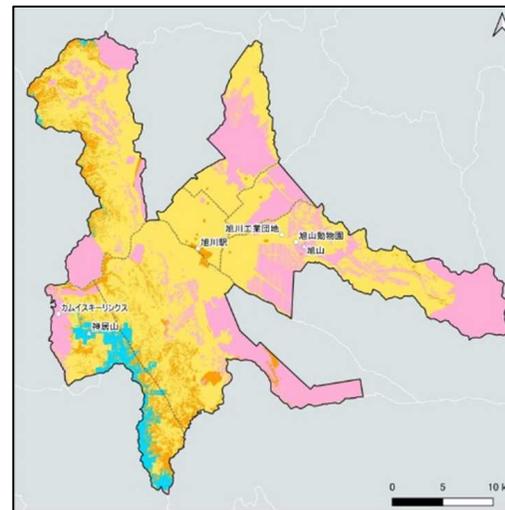
陸上風力発電

促進検討エリアの在り方



促進検討エリアの在り方

- 産業集積、脱炭素等の実現に大きく寄与することから、自然環境や生活環境への配慮、災害の防止、地域との共生等（特に保安林との調整）を図りながら、その導入を推進し、本市における新しい産業の振興、雇用の創出等に繋げ、持続可能な地域社会を実現。



	保全エリア
	保全に近い調整エリア
	調整エリア
	促進検討エリア

令和7年度 ゾーニング検討の経過等について



8 旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン素案

骨子

エリア区分	設置可否	設置に当たっての配慮	本市との事前協議 地域住民への事前周知	地域住民の理解・同意	各種届出等	設置後の管理等	温対法の促進区域の設 定
保全エリア	■設置不可。	_____					■促進区域は設定できない。
保全エリア以外 （保全に近い調整エリア）	■法令やガイドラインの遵守を条件に設置可。	■①発電設備の設置に伴う災害の防止、②生活や自然環境の保全、③良好な景観の保全等を求める。	■事前協議書、周知計画書や周知結果報告書を提出するものとする。	■事業の実施に当たっては、 地域住民の理解・同意を得るものとする。	■①工事着手届、②工事終了届、③事業報告書、④事業中止届、⑤事業廃止・終了届等の提出を求める。	■①敷地内への立入防止、②発電施設敷地内の除草・清掃、③発電施設が破損した場合の対応、④発電事業の終了又は中止後の対応、⑤災害又は事故等が発生した場合の対応等を求める。	■促進区域は原則として設定しない。
調整エリア							■促進区域の設定の可否を検討する。
促進検討エリア							■促進区域の設定を積極的に検討する。

※ 促進区域内では、地域脱炭素化促進施設（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化のための施設として環境省令等で定めるもの）の整備が促進される（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という）第21条第5項第2号）。また、促進区域内における施設整備とともに、促進区域外における脱炭素化の取組、環境保全や経済・社会の持続的発展に資する取組が一体的に行われる（法2条第6項）。

事業フロー

